

いじめ・差別防止対策基本方針

1. いじめ・差別に対する基本認識

本校夜間学級のすべての教職員は、「生徒が大人といえどもいじめ・差別は起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、対応する。

- (1) いじめ・差別は、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめ・差別は人間として絶対に許されない」との雰囲気を作学校につくる。
- (2) いじめ・差別を受けた生徒の立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめ・差別を行った生徒に対して、毅然とした態度と粘り強い指導を行う。
- (4) 必要に応じて、関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめ・差別に向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。

- (1) 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係づくりに努める。
- (2) 生徒が、授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりに努める。
- (3) 生徒がいじめ・差別問題を自分のことと考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (4) 学校生活等での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラーや関係機関を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめ・差別を誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 教職員で情報を共有し、生徒の言動等に注意する。
- (7) 常に危機感を持ち、いじめ・差別問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (8) 人権教育を中心とした学校教育全般を通して、豊かな心を育成するとともに、お互いの人格やアイデンティティを尊重する態度を養う。
- (9) 生徒理解・障害などについて、校内研修の充実と、いじめ・差別に関する相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (10) 関係機関との定期的な情報交換を行い、連携に努める。
- (11) ストレスを感じた場合には、趣味などで発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できるよう促す。

3. 早期発見に向けて

いじめ・差別は教職員等が気づきにくいところで発生しているため、積極的に認知し、関係機関とも協力して実態把握に努める。

- (1) 日頃からいじめ・差別を訴えやすい雰囲気をつくり、生徒の声を聴く。
- (2) この基本方針を、スクールカウンセラーとすべての教職員で共有し、いじめ・差別を発見した時は、速やかに管理職に報告し、学校の組織的な対応につなげる。教職員がいじめ・差別に係る

情報を抱え込み、管理職に報告を行わないことは、この基本方針の規定に違反する。

(3) 関係機関と連携し、情報を共有する。

4. 早期解決に向けて

いじめ・差別を発見したり通報を受けたりした場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り、納得する解決を図る。

- (1) 教職員は一人であれ、学校として組織的に対応する。
- (2) 被害生徒の立場に立って、詳細の確認をする。
- (3) 管理職が責任を持って、事実確認の結果を生徒に説明する。内容によっては教育委員会・設置者に報告する。
- (4) いじめ・差別を行った生徒には、その行為の責任を自覚させ、反省・謝罪をさせる。ただ単に謝罪を持って解決したと判断せず、いじめ・差別行為が3か月以上止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることなどを考慮し判断する。
- (5) 状況に応じて心理や福祉等の専門家などに相談し、協力を求める。
- (6) いじめ・差別が解決した後も、被害・加害双方の生徒に継続して支援を行う。
- (7) 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. 重大事態への対応について

生徒からいじめ・差別により重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとの報告・調査にあたる。

【重大事態の例】

- (1) 生徒が自殺を企画した場合
- (2) 心身に重大な被害を負った場合
 - ◎暴行を受け、骨折した。
 - ◎心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ◎嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 など
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◎他の生徒から金銭を強要され、多額のお金を渡した。
 - ◎スマートフォンを壊された。 など
- (4) いじめ・差別により登校できなくなった場合

6. アンケートの実施

アンケートを年間2回実施し、アンケート内容に基づいて年間2回教育相談を実施する。また必要に応じてアンケート調査等を実施し、早期に対応する。

7. いじめ・差別に関する校内体制の構築及び校内研修の実施

いじめ・差別に関する校内体制については、全職員を構成員とする。

【いじめ・差別に対する措置】

- (1) いじめ・差別に対する情報交換を定期的に「職員会議」にて行う。
- (2) いじめ・差別を発見したり通報があったりした場合には、速やかに職員会議を開催し、情報を共有し対策を講じる。
- (3) 必要に応じて心理・福祉・スクールカウンセラー・弁護士等の外部専門家に参加してもらう。
- (4) いじめ・差別に関する内容の研修会を開催し、対応の充実を図る。
- (5) 重大事態への対処について、生徒から重大事態に至ったとの申し立てがあったときは、事実の確認を行い、教育委員会へ報告し、教育委員会の指導のもと徹底して調査・報告を行う。また解決に向け次のような対策を講じる。
 - ① 職員会議を開催し、対応を協議する。
 - ② 加害・被害生徒の事実確認をそれぞれ行う。(担任等)
 - ③ 情報について、職員会議で確認し、副校長が集約し校長に報告する。
 - ④ 当該生徒が学校に復帰できるよう、関係機関とも連携を取り、方策を検討する。

8. インターネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、電子メールやSNSを利用したいじめ・差別被害の拡大を避けるために、生徒向けの講習を実施するなどの指導を行う。
インターネット上の不適切な書き込み等は人権侵害につながるため、関係機関に協力を求める。

9. 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

◎外国にルーツのある生徒

- ・中国残留日本人孤児とその子孫
- ・在日韓国朝鮮人とその子孫
- ・新渡日生や結婚渡日生 など

◎発達障害を含む障害のある生徒

◎性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

◎東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

◎新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等、誤解や偏見を持たれる生徒

10. その他留意事項

- (1) 組織的な指導体制を図るため、日頃から全教職員が一致協力する体制を確立する。
- (2) 校内研修の充実（共通認識を高めるため、年1回は校内研修を行う。）
- (3) 校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価

いじめ・差別の有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめ・差別の実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(5) 教員評価

いじめ・差別の問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめ・差別の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から生徒理解、未然防止や早期発見、いじめ・差別が発生した際、問題を隠さず迅速かつ適切に対応し、組織的に取り組んでいることなどを評価し、改善していく。